

令和6年度第4回沖縄県多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議

議事概要

日時：令和6年12月25日（水） 10：00～12：00

場所：県庁6階 第2特別会議室

会議概要

<議題事項>

審議事項1：外国人労働者について

審議事項2：提言書（案）について

1 参加者

【委員】

氏 名	所属・役職
宮城 淳	沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長
倉科 和子	JICA 沖縄センター 所長
新居 みどり	NPO 国際活動市民中心 理事
高橋 美奈子	琉球大学教育学部 准教授
山本 和儀	山本クリニック 院長
白 充	法律事務所 春
オジャ ラックスマン	沖縄ネパール友好協会 幹事長

【事務局】

氏 名	所属・役職
仲村 卓之	文化観光スポーツ部 交流推進課 課長
大城 陽介	文化観光スポーツ部 交流推進課 班長
奥間 隆介	文化観光スポーツ部 交流推進課 主任
大仲 るみ子	沖縄 NGO センター
奥山 有希	沖縄 NGO センター
島袋 ひろえ	沖縄 NGO センター
鶴田 厚子	沖縄 NGO センター

2 第3回会議の概要・まとめ

【倉科副委員】

・議事概要は最終的に県のホームページに掲載されず、議事録に掲載するという認識でいいか。

→議事概要を第1回会議分から県のホームページで掲載する。【事務局】

→議事概要には全ての発言が載るようなイメージか。議事概要に掲載されていない発言があるため、確認したい。【倉科副委員長】

→議事概要については第1回会議から第4回会議まで、掲載内容に齟齬がないか、各委員の確認をいただいたうえで掲載する予定。【事務局】

3 審議事項1：外国人労働者について

【新居委員】

・問題や課題対応について、(県の)行政政策としてできるものと、国の労働基準監督署やハローワークとの兼ね合いが難しい領域。

・(外国人労働者の)相談窓口の多言語化等については県だけでは対応できない、労働基準監督署やハローワーク等の問題となる可能性もあるので、労働領域や生活相談領域と連携した多言語対応など、幅を持たせた方が良い。課題①と②は一つにまとめる方が良い。

・定着の促進について、(外国人労働者は)労働者であり、生活者でもあるので、その生活者の視点のところに強化を入れる必要があるため、大項目に自立・定着・定住化等の文言を入れた上で、第1章に入れることが適切かと思う。

【白委員】

・国として、外国人を労働者として受け入れる方針を決定したわけではない。法的には、労働力としての移民というところを認めていない。

・上記を踏まえて、外国人労働者という項目立てをしてしまうと、外国人を労働力として見てしまうことで、人としての尊厳が見落とされるミスリードが発生する可能性がある。

【山本委員】

- ・外国人の「定住」ではなく「定着」という言葉を使うべき。
- ・外国人の働き手についても多文化共生の対象となりえる。そのため、彼らの家族帯同や高齢化を見据えて、働く外国人の安全衛生や定着の促進については課題として取り上げたい。

【倉科副委員長】

- ・外国人労働者と共に、よりよい地域をつくるという観点からいうと、第1章でとりあげる方が良いと思う。

【ラックスマン委員】

- ・様々な在留資格で住んでいる外国人がいると思うが、例えばアルバイトを行う留学生についても労働者に含まれるのか確認したい。

→外国人労働者の統計数については、留学生や技能実習生についても、労働力として受け入れている【山本委員】

【新居委員】

- ・労働力的な視点から提言書に入れるのであれば、外国人住民だけでなく、（産業分野は全ての沖縄県民が関わることなので）全ての沖縄県民にも関係することを明示するためにも、提言書には入れた方がいい。

- ・国は移民の受入れはしないと明言しているが、外国人材の受入れはする方針。外国人材の定着を図りたいという言葉がずっと使ってきたが、2023年のロードマップのときにはじめて外国人という標記に変わった。

- ・国の方向性としては、労働力は受け入れるという方針から、これからは人を受け入れるべきという方針に変わってきている。

- ・国の方針として、（外国人労働者が）帰る道筋は基本的に示していない。そのため、ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援という言葉が出てきている。

- ・以上から、（外国人労働者も）住民であるという視点を持ち、第1章か第2章に入れるべきか。

- ・「外国人の病気や障害、災害への備え」という言葉が第2章に出てくるため、その後「外国人労働力・産業維持のために」という形で入れてもいいかもしれない。

・（産業維持のための外国人労働力）という視点がなかったら、県民からの理解が得られない可能性がある。

【白委員】

・在住外国人を労働力として見ることに引っかかっている。外国人労働者という言葉が一人歩きすると、労働力としては受け入れるが、人としては受け入れられないとしないようにする必要がある。

・項目立てするのではなく、第2章の1「地域住民と外国人の共生」や3「外国人への差別の解消」の中に入れると良いと思う。

→今回の万国津梁会議は、労働者である外国人も、そうでない外国人も、全てを対象としているが、在住外国人に関しては労働力という側面も少なからずあると思われる。提言を背景に施策立案できる部分があるため、新たに項目立てしてはという考えで、提案している。労働力だけに目を向けているわけではなく、第1章4のライフステージ・ライフサイクルに応じた行政サービス等の体制強化では、労働者も含めた全ての外国人が入っている。そのため、在住外国人からみても安心して働けるという観点から項目立てをしてはどうか。【事務局】

→項目立てをしないことにより、労働環境における外国人は問題ではないかのように捉えられても困るという問題意識であれば、「働く外国人との共生」や「外国人が働きやすい社会にするために」など、「外国人労働者」という言葉が一人歩きしないために言葉を変えた方がいい。【白委員】

【新居委員】

・第3章「県全体での連携推進」の中に「産業領域との連携推進」という形で入れてもいいかもしれない。

→最初は外国人労働者の活躍というところに着目して、第1章に入れた方がいいと思ったが、新居委員と事務局意見を踏まえると、第3章で産業分野を打ち出して、ここに書いていく方が分かりやすい。他の章だと、問題が多分野に関わりすぎてわかりづらくなるため、第3章に入れると明示的で分かりやすいと思う。

【倉科副委員長】

【山本委員】

・外国人労働者に係る生活の諸課題（子の教育や医療等）を考慮したときに、かなり重要な分野になるため、連携だけにとどめるのではなく、第2章の1「地域住民と外国人の共生」の項目の中で労働の問題を取り上げていただきたい。

【白委員】

・「産業に資している」という視点は重要であるが、他方で、そのような表現を用いると、例えば「生活保護を受けている外国人は出てけ」みたいな話に繋がりがねない。そこを考慮した時に、第3章よりは第2章や第1章にて項目立てをしてもいいのではないか。

→だからこそ「外国人材」とか「労働力」という言葉を使わないで、「産業」の部分を入れることが重要だと思う。（外国人からの相談を受けていて感じるのが、）困っている外国人の大きな問題は、本人にあるのではなく会社側（受け入れている側）にあることが多い。そのため、外国人を受け入れている会社や産業界こそ、しっかり考えて国や県と一緒に変えていかなければならないというメッセージを第3章で出す方法もあるかと思う。【新居委員】

→（繰り返しになるが）第2章の1「地域住民と外国人の共生」の中で、在住外国人のイメージを考えたときに、職場や学校等の生活場面における関わりが出てくると思う。（外国人労働者の）職場や学校での差別や生活における諸課題を考慮したとき、それについて対応策を考えることで安全・安心に暮らせる共生の地域づくりが整理されると思われる。【山本委員】

【宮城委員長】

・どの章に入れるかについて、意見が割れているので、白委員の意見のあった、「外国人労働者」という言葉が「（在住外国人が）単なる労働力」としてとらえられるなど、一人歩きしないよう配慮し、第2章に加筆してはどうか。

・また、新居委員から意見のあった企業側の努力については、第3章に加筆することで、一度提言書案を作成できないか。

【事務局】

・「外国人労働者」という言葉を変えらるゝとして、同トピックに関連する項目立てをするか、（各委員には）結論付けてほしい。

・企業側の日本語教育の責務や外国人労働者の相談窓口設置といった外国人労働者に係る問題は、前書きから各章の全てのトピックに含まれている。

・山本委員から発言のあったように、第2章の中に溶け込ませることはできるが、項目立てをしなくてもいいのか、委員の皆様には結論付けてほしい。

【新居委員】

・沖縄県だからこそ、項目立てをするべきだと思う。

・沖縄県で働く外国人は、留学生を含めて、産業を維持する働き手となっている。

・観光立県である沖縄だからこそ、企業側に責務を負ってもらう必要がある。

・第1章・第2章で労働的視点を入れることは賛成。

・ただし、企業側に責務を負ってもらうことを考えた時に、第3章「1 連携・協働体制の構築と拡充」の後に「労働産業維持のための協力」などと項目立てして、国・県・産業で協力することを打ち出した方が良いと思う。

【倉科副委員長】

・新居委員の意見に賛成。

・県の発展にとって、働く外国人は非常に重要。その意識を県と県民の方に理解してほしい。

・以上から、第3章に項目立てをし、働く外国人と一緒に県が発展していくということを記載してほしい。

【白委員】

・外国人労働者は産業を維持する上で、不可欠なパートナーであり、不可欠な歯車ではないということが伝わってほしい。

・第3章に項目立てすること自体は反対ではない。

4 審議事項2：提言書（案）について

（1）はじめに

- ・異議なし

（2）第1章 外国人の活躍に向けたサポートについて

① 外国人相談対応体制の構築と拡充

【倉科副委員長】

・（相談窓口の）機能拡充のために財源の確保が必要であり、その財源を活用して相談対応職員の増員・育成を図るため、相談窓口の機能拡充と人員増員・育成や財源の確保は並列ではないか。同コメントが提言書案に反映されていないため、事務局の考えを伺いたい。

→各提言が並列であるという意見は分かるが、個別に記載したほうが各施策に展開

しやすいため、書きぶりをこのまま残している。【事務局】

・相談窓口は県でも色々なところがあり、本会議で議論している相談窓口については財団の相談窓口だと思うが、そこを明示しなくてもいいのか。

→県知事に対する提言書になるため、あくまでも県に対する提言をしていただきたい。

県が知事から指示を受けて、財団の強化を行う。そのため、ここで財団を出すのはふさわしくないとされる。【事務局】

すのはふさわしくないとされる。【事務局】

② やさしい日本語や多言語情報による情報発信の強化

- ・異議なし

③ 日本語教育等の環境の整備

【高橋委員】

・「外国人児童・生徒」の表記を「外国人児童・生徒等」に修正。

・「外国人の受入れについては、英語担当教師に一任されることが多いが、…」という表記について、日本語学習者は英語母語話者に限らないということも含めてほしい。

→英語を強調した意図は全くなく、同意見については主に高橋委員の意見をまとめ

たものであるが、「英語担当教師に～」という件に引きずられるのであれば、削除する。【事務局】

【新居委員】

・地域に参加するときに、コミュニケーションとしての日本語ができるかどうかが非常に重要になってくる。

・「提言 2. 地域日本語教室の設置を促進すること」とあるが、現状これだけでは足りず、多くの自治体では日本語を学びたい人には学ぶ機会が提供されることが前提としてあり、そのうえで、地域住民と交流を目的とした日本語教室の設置がある。

・そのため、冒頭に「日本語教育の機会の提供」という文言を入れ、次に「日本語教室の設置の促進」を入れると良い。

→言語保障としての日本語教室も大事だが、コミュニケーションは話し手と聞き手双方があって成り立つので、話し手だけでなく、聞き手の意識変容も必要。日本語を母語とする聞き手側の意識変容についても提言書のどこかに記載したい。

【高橋委員】

→第 1 章はあくまでも外国人の活躍に向けたサポートになるので、母語話者側のコミュニケーションに係る意識変容については、第 2 章の「地域住民と外国人の共生」に含めても良い。【事務局】

【倉科副委員長】

・二段落目の「居住する外国人～」の件については、事業主の責務だけでなく、国や県の責務も関わってくるので、段落分けしない方がいい。

→見やすいように段落分けしているだけなので、構成について再検討する。

【事務局】

④ ライフステージ・ライフサイクルに応じた行政サービス等の体制強化

・異議なし

⑤ その他

【山本委員】

・第1章の構成について、最初に「1 外国人相談対応体制の構築と拡充」が来ているが、相談体制は（在住外国人が）困った時の対応の話になるので、最初に持つてくるのではなく、「3 日本語教育等の環境の整備」の後くらいに持っていった方がいい。

→今、沖縄にとって喫緊の課題となるのは相談体制の整備だと思っている。そのような意味で一番最初に来てもいいと思う。【倉科副委員長】

（3）第2章 安全・安心に暮らせる共生の地域づくり

① 地域住民と外国人の共生

【新居委員】

・1段落目「共生社会の基盤整備に向けた取組」～おり、」の後に受入社会（もしくは日本人）の意識変容が求められていることを記載した方がいい。その後、啓発月間の創設や啓発イベント等の実施という議論に繋がる。

→受入社会側の意識変容という流れで、企業の意識変容についても触れることができれば良い。【白委員】

② 外国人の病気や障害、災害への備え

・異議なし。

③ 外国人への差別の解消

【白委員】

・提言1. に条例の浸透があげられているが、浸透しながら、条例のアップデートというところまで書く必要がある。

・外国人観光客へのヘイトスピーチについても例としてあげてほしい。

【高橋委員】

・「提言 3. 幼少期から多様な外国人との交流を促進すること。」とあるが、「交流」だと弱く、この章自体も「共生の地域づくり」なので、「多文化共生教育を促進すること」に修正した方が良い。

→第 2 章 3 外国人への差別の解消の後段に記載のある委員意見を提言書に書き起こしたが、修正指示があれば修正する。【事務局】

→それでは、「交流」の前に「多文化共生教育促進」という文言があるべきだと思われる。【高橋委員】

(4) 第 3 章 県全体での連携推進

① 連携・協働体制の構築と拡充

【倉科副委員長】

・沖縄より先進的に取り組んでいる県は他にもあるので、他県の取組や先進的な事例も参考にしていく、というような内容をどこかに入ると良いのではないかと思う。

【白委員】

・提言 2. の関係機関はいわゆる公的機関を念頭に置いているという認識で良いか。

→県、市町村の公的機関の他に財団や JICA といった準公的機関や NPO や自治会など活動団体の全てを含んでいる。【事務局】

・交流推進課の関係機関だけではなく、他の課の関係機関ふくめて、連携してほしい。

・提言 3 は今ある担当部署の強化という意図か。

→提言 3 の「県」の中には、交流推進課だけではなく、商工労働部といった担当部署も入っている。また、担当部署の体制の強化について、本文中に「担当職員の配置増や担当課の設置」について言及されているため、提言の書きぶりについては「県の担当部署の体制の強化を図ること。」のみで十分なのではないかと考える。【事務局】

→確かに本文中に記載があるが、「担当職員の配置増や担当課の設置」について提言に記載しても良い。【白委員】

② 多文化共生推進のためのアクションプランの策定

【新居委員】

・万国津梁会議の提言書は、細かいところまで記載しすぎており、全体像が弱くなってしまう感覚がある。

・次年度アクションプランを策定する際には、学校側の意識変容や日本人社会の変容を同プランの一番最初に持ってきて、それこそ大事なことなんだと取り上げること
で、要素がしっかり入っていれば、提言書に全てを書き込む必要はない。

③ その他

【新居委員】

・産業分野との連携について、第3章の1に持ってくると、他の項目の印象が弱くなるか担当課の意見を伺いたい。

→印象が弱くなるということではなくて、どこまで県が権限をもって、産業界を動かすことができるかに尽きる。提言書に書かれたからといって、県内企業がすぐに動くわけではなく、まずは企業への働きかけから始めるしかない。なので、大きく提言書に打ち出したからといって、今の段階では県がどこまでできるかが見えにくい。【事務局】

【宮城委員長】

・企業側の責務を考えた時に項目立てする必要があると思うが、どのように記載したほうがいいか。

・第3章は県全体での連携推進であることを考慮すると、県庁内の連携として、関係部局から産業界に協力要請を行うことはできると思う。

→第3章1 連携・協働体制の構築と拡充の第1段落を少し加筆するかたちで、県庁だけではなく、各分野の当事者も連携する必要があることを記載する形かどうか。【事務局】

→従来の連携強化からもう一步踏み込んで、産業界の意識を変えるための県の働きかけがどこかに入ったらいい。第2章3外国人への差別の解消にも繋がってくる話と思う。【白委員】

→事務局案について、溶け込みすぎるとインパクトはなくなるし、これからどうしていきたいかが分かりにくくなる。1の連携・協働体制の構築と拡充の中で、産業界と商工労働部の連携について記載しつつ、この先沖縄県で考えていかなければならないポイントの一つとして、沖縄で働く外国人と企業のことを第3章2で項目立てすることも一つの手じゃないか。アクションプラン策定のとっかかりとしては、項目立てして明示したほうがいい。【倉科副委員長】

→意見が割れているため、第3章1連携・協働体制の構築と拡充の第1段落の「教育、雇用・労働、…」の件で関係者と連携することと記載しつつ、次回示したい。修正の機会があと2回ほどあるため、そこで意見をいただきたい。【事務局】

→基本的にはその方向性で問題ない。産業界の意識が変わる必要があることを明記していただきたい。【白委員】

(5) おわりに

【新居委員】

- ・第二段落の「県民の異文化理解」という文言を、今日の議論を踏まえて、もう少し膨らませた方が良い。

【山本委員】

- ・「おきなわ多文化共生推進指針」の見直しやバージョンアップも入れた方がいい。これを入れなければ、どう繋がっているのか分からず、一貫性がないように感じる。

5 提言書手交までのスケジュールについて

- ・異議なし